

○厚生労働省令第百五十二号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十八条の二第五項から第七項までの規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(過半数代表者)</p> <p>第二条 法第三条第一項、第五条第二項(法第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十六条第一項並びに確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。)<u>第六号</u>第八号に規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者(以下この条、次条及び第七条において「過半数代表者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(確定給付企業年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換の申出)</p> <p>第三十一条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があつたときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。)<u>又は企業年金連合会</u>に対し、当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項(法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。)を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p> <p>一 3 5 (略)</p>	<p>(過半数代表者)</p> <p>第二条 法第三条第一項、第五条第二項(法第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十六条第一項並びに確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。)<u>第六号</u>第八号に規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(確定給付企業年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換の申出)</p> <p>第三十一条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があつたときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。)<u>又は企業年金連合会</u>に対し、当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項(法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。)を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。</p> <p>一 3 5 (略)</p>

(中小事業主掛金の拠出に係る同意を得るべき過半数代表者の要件)

第五十六条の三 第二条の規定は、法第六十八条の二第一項及び令第三十五条の二第二項に規定する第一号厚生年金被保険者(第五十六条の六第一項及び第二項並びに第五十六条の七において「第一号厚生年金被保険者」という。)の過半数を代表する者(第五十六条の六及び第五十六条の七において「過半数代表者」という。)について準用する。

(個人型年金加入者への中小事業主掛金に係る通知)

第五十六条の五 (略)

2 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金の額を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

一 中小事業主掛金の額の変更年月
二・三 (略)

3 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

一 中小事業主掛金の拠出を終了する年月
二 (略)

(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)

第五十六条の六 法第六十八条の二第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

(削る)

(削る)

(中小事業主掛金の拠出に係る同意を得るべき過半数代表者の要件)

第五十六条の三 第二条の規定は、法第六十八条の二第一項及び令第三十五条の二第二項に規定する第一号厚生年金被保険者(第五十六条の六第二項第四号において「第一号厚生年金被保険者」という。)の過半数を代表するものについて準用する。

(個人型年金加入者への中小事業主掛金に係る通知)

第五十六条の五 (略)

2 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金の額を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

一 中小事業主掛金の額の変更年月日
二・三 (略)

3 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

一 中小事業主掛金の拠出を終了する年月日
二 (略)

(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)

第五十六条の六 法第六十八条の二第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

三 その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

- 二 (略)
 - 三 その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
 - 四 その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額
 - 五 労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名又は過半数代表者の氏名
 - 六 労働組合又は過半数代表者の中小事業主掛金の拠出及び当該掛金の額の決定についての同意を得た旨
 - 七 第二号に規定する場合にあつては、同号の資格を定めることについて労働組合又は過半数代表者からその同意を得た旨
 - 八 (略)
- 2 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。
- 一 その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所
 - ロ 企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の実施状況
 - ハ 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数
 - ニ 当該中小事業主が複数の厚生年金適用事業所で第一号厚生年金被保険者を使用する場合にあつては、その使用する第一号厚生年金被保険者の総数
 - ホ 当該労働組合の名称
 - ヘ 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保

- 四 (略)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - 五 (略)
- 2 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。
- 一 様式第十号により作成した書類

<p>險者のうち当該労働組合の組合員であるものの数</p> <p>ト その他個人型年金規約で定める事項</p>	<p>二 その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは、次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</p> <p>ロ 企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金の実施状況</p> <p>ハ 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数</p> <p>ニ 当該中小事業主が複数の厚生年金適用事業所で第一号厚生年金被保険者を使用する場合にあつては、その使用する第一号厚生年金被保険者の総数</p> <p>ホ 当該厚生年金適用事業所の過半数代表者の氏名、住所及び役職並びにその選出の方法</p> <p>ヘ その他個人型年金規約で定める事項</p>	<p>(削る)</p> <p>三 (略)</p> <p>三 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、毎年一回、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。</p> <p>一 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</p> <p>二 企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金の実施状況</p>	<p>二 様式第十一号により作成した書類</p>	<p>三 前項第四号に規定する場合にあつては、様式第十二号により作成した書類</p> <p>四 その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第十五号、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第十六号により作成した書類</p>	<p>三 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、毎年一回、個人型年金規約で定めるところにより、前項第一号に掲げる書類を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--	--	---------------------------	--	--

三 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数

四 当該中小事業主が複数の厚生年金適用事業所で第一号厚生年金被保険者を使用する場合にあっては、その使用する第一号厚生年金被保険者の総数

五 その他個人型年金規約で定める事項

第五十六条の七 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、その名称及び住所並びに当該各号に定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一 前条第一項の届出事項について変更があった場合（次号から第五号までに掲げる場合を除く。） 次に掲げる事項

イ 当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定めた場合（当該資格を変更した場合を含む。） にかつては、その拠出の対象となる者の範囲

ロ 変更年月

ハ その拠出の対象となる者（届け出た事項に変更があった者に限る。）の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

ニ その拠出の対象となる者の中小事業主掛金の額の変更（拠出期間の変更を含む。以下このニ及びヘにおいて同じ。）があつた場合は、変更後の拠出期間の掛金の額

ホ 労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名又は過半数代表者の氏名

ヘ イ又はニに規定する場合にあっては、イの資格を定め、若しくは変更すること又はニの変更をすることについて労働組合又は過半数代表者からその同意を得た旨

ト その他個人型年金規約で定める事項

二 当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者の追加があつた場合に掲げる事項

（新設）

（新設）

（新設）

第五十六条の七 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、その名称、住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一 その拠出の対象となる者（届け出た事項に変更があつた者に限る。）の氏名（氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名）、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 その拠出の対象となる者の中小事業主掛金の額の変更があつたとき（拠出期間の変更があつたときを含む。）は、変更前及

イ	変更年月
ロ	当該者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
ハ	当該者の拠出期間の中小事業主掛金の額
ニ	その他個人型年金規約で定める事項
三	当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者が減少した場合次に掲げる事項
イ	変更年月
ロ	その拠出の対象から除かれた者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
ハ	その他個人型年金規約で定める事項
四	当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、氏名、性別、生年月日又は基礎年金番号に変更があった場合次に掲げる事項
イ	変更年月
ロ	その拠出の対象となる者の氏名（氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名）、性別、生年月日及び基礎年金番号
ハ	その他個人型年金規約で定める事項
五	当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、一定の資格を定めた場合において、その者の掛金の額に変更があつたとき次に掲げる事項
イ	変更年月
ロ	その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
ハ	変更後の拠出期間の掛金の額
ニ	その他個人型年金規約で定める事項
三	前項第一号に掲げる場合にあつては、同号に定める事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。
四	その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合

イ	変更後の拠出期間の掛金の額
三	中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合（当該資格を変更する場合を含む。）にあつては、その拠出の対象となる者の範囲
四	変更年月日
五	前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
二	前項の場合において、法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を変更した場合又は前項第三号に規定する場合にあつては、同項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。
一	法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を

働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類

- イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所
- ロ 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数
- ハ 当該労働組合の名称
- ニ 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数
- ホ 当該厚生年金規約で定める事項
- 二 その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは、次に掲げる事項を記載した書類
- イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所
- ロ 当該厚生年金適用事業所の過半数代表者の氏名、住所及び役職並びにその選出の方法
- ハ その他個人型年金規約で定める事項
- (削る)
- 三 前二号に掲げるもののほか、届出に当たって必要な書類として個人型年金規約で定める書類
- 3 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、労働組合又は過半数代表者の同意を得て中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、当該労働組合の名称、当該労働組合を代表する者の氏名及び当該労働組合からその同意を得た旨又は当該過半数代表者の氏名及び当該過半数代表者からその同意を得た旨、当該中小事業主の名称及び住所並びに中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。
- 一 その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類

変更したときは、様式第十三号により作成した書類

- 二 前項第三号に規定する場合にあつては、様式第十二号により作成した書類
- 三 前条第二項第四号に掲げる書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、届出に当たって必要な書類として個人型年金規約で定める書類
- 3 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、その名称、住所及び中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。
- 一 様式第十四号により作成した書類

<p>イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</p> <p>ロ 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数</p> <p>ハ 当該労働組合の名称</p> <p>ニ 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数</p> <p>ホ その他個人型年金規約で定める事項</p> <p>二 その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは、次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ 当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所</p> <p>ロ 当該厚生年金適用事業所の過半数代表者の氏名、住所及び役職並びにその選出の方法</p> <p>ハ その他個人型年金規約で定める事項</p> <p>三 (略)</p>	<p>二 前条第二項第四号に掲げる書類</p> <p>三 (略)</p>
---	--------------------------------------

様式第十号から様式第十六号までを削る。

附 則

この省令は、令和六年十二月一日から施行する。